

知的財産権（知的所有権）講座

「著作権法」を考える

アビリティガーデン 第6能力開発室 桜井 博行
 (生涯職業能力開発促進センター)

著作物の利用は、本来著作権者が排他的にこれをなし得る（17条、21条以下）。したがって権利者以外の利用は権利侵害を構成することとなる（112条以下）。

しかし、著作物の作成は先人の所産に依拠する場合が多く、権利者保護にのみ傾注するとすれば保護を受ける者とこれにより制約を受ける者との間に著しい不公平を生じ、法運用の適正に支障が懸念される。また、著作物は広く一般に利用されてこそ法目的たる文化の発展に寄与できる（1条）。

このため著作権法は利用を促進させるために諸々の制度、権利の制限ないしは自由利用について規定し法目的を達成せんとする。

Vol. 5 である今回は、著作物の利用について述べる。係る課題は、著作権法が著作者等の権利保護を最も優先しているとしても、われわれと著作権との日常的関わりとしては権利保護より近接した問題であるといえる。

まずは筆者の思いつく利用につき一通りみることにするが、課題の性質上、範囲・項目に偏りが生ずるであろうことは否めない。これについてはお読みいただいた皆さんからのご質問・ご意見では正したいと思っている。積極的にお寄せいただくことをお願いする次第である。

1. 著作物の利用に関する概説

戦後に立法された法律には、目的が規定されているものが多い。現行著作法（昭和45年法）も第1条

に「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」との目的を規定している。この文言からも理解できるように著作権法は著作物に関する権利内容を定め、これの保護を図ることにより文化の発展に寄与することにある。係る権利保護は、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ」されなければならないとされる。

なぜなら、著作物の創作は先人の業績に少なからず影響を受け、これによって創作された著作物が後の創作に寄与することになり、ひいては文化の発展に寄与することになるからである。

立法論あるいは法解釈論として「権利の保護」と「公正な利用」の優劣が問題となる¹⁾。

しかしここでは、この問題には深入りせず、著作物の利用についての解釈上やむを得ない場合に、必要最小限の言及にとどめる。

2. 他人の権利に係る著作物の利用

他人の権利に係る著作物を利用する場合に最初にしなければならないことは、当該著作物がわが国で保護の対象となる著作物であるか否かの調査・確認である。

わが国で保護の対象となる著作物であるか否か、つまり6条の著作物であるか否かを調査する必要が

ある。具体的には、当該著作物が日本国民の著作物であるかどうか（6条1号）、最初の発行がわが国であるどうか（6条2号）、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物であるかどうか（6条3号）、である。

2.1 日本国民の著作物

最初に著作権法が保護の対象とするのは、日本国民の著作物である（6条1号）。日本国著作権法はわが国のために立法されたものであり、日本国民を保護するのはけだし当然のことである。したがって、著作物が日本人によって創作されたものである限り、それがどこで創作されたものであろうと、発行がどこであろうと、本号の著作物である。当該著作物が未発表であったり、創作者たる日本人が日本に居住していないなくても同様である。

ここで「日本国民」とは、自然人（権利義務の主体である個々人）たる日本人（日本国籍を有する者：国籍法1～7条）のほか、わが国の法令に基づいて設立された法人および国内に主たる事務所を有する法人も含む概念である（6条1号括弧書き）。

2.2 最初にわが国で発行された著作物

日本国民以外の国民（ベルヌ条約、万国著作権条約等の条約国の国民であるか否かは問わない）の著作物であっても、最初の発行が日本である著作物はわが国著作権法によって保護される（6条2号）。

著作物の発行は、これによってその国の文化の向上に寄与するものであるから、著作者のいかんにかかわらず保護されねばならないとするいわゆる「発行地主義（ベルヌ条約3条：Vol. 2参照）」を受けたものである。

6条2号の最初の発行の著作物には、日本国外で最初に発行されたものであってもこの日から30日以内に日本で発行された著作物を含むものとしている（6条2号括弧書き）。ベルヌ条約3条4項の同時発行を国内法に導入したものである。この程度ならば時間的・地理的条件からして同時に発行されたものとして扱っても支障がないと考えられるからである。

2.3 条約上保護しなければならない著作物

6条1号・2号に該当しない著作物であっても、つまり日本国民でない者の著作物であり、かつ最初の発行が日本でない著作物であっても、条約上わが国が保護することとしている著作物である場合である（6条3号）。

ここで条約の主なものはベルヌ条約と万国著作権条約であるが、WTO協定（TRIPS協定）も含まれ、それぞれの条約加盟国の国民の著作物および加盟国で最初に発行された著作物であれば、日本の著作権法の保護対象とされる（6条3号）。

多国間条約である上記の場合のほか、2国間条約で著作権保護が取り決めされれば当然その遵守義務を負うことになる（憲法98条2項）。これに相当する条約として1958年の通商に関する日本国とインドとの間の協定3条がある²⁾。

ただし、インドはベルヌ・万国著作権両条約の締約国であり、著作権の保護に関しては上記協定（協定と呼ばれても広義には条約である）は意味がない。

他人の著作物の利用にあたっては、わが国著作権法が保護の対象としている著作物であるかどうか、すなわち、①6条1号から3号に該当するかどうかをまずもって調査し、該当しなければ原則自由利用ができる、該当する場合はこれの著作権が、②保護期間内であるかどうか、③利用形態が自由利用が認められる利用（30～50条）なのか否か、自由利用が認められない利用である場合は、④利用の許諾等を検討することとなる。保護期間については、Vol. 4で述べたのでこれに譲る。

3. 著作権法が許容する自由利用

著作権は支分権の束であり、これら支分権は当該権利者が専有する（21条等）。ここで専有するとは、権利者のみが排他的な支配権を有するという物権的性質の権利であることを意味する（Vol. 1参照）。

係る権利は、権利者のみが行使できることが原則である。

しかし、既述のように著作物は先人の文化遺産に何らかの形で依拠する場合が多く、権利者だけが排

他のな支配権を有するとする原則によるのみでは、文化の発展という法目的達成に不都合を生じる場合もある。

そこで、法運用の具体的妥当性を図るために、一定の場合には権利の効力を制限することとした（30～50条）。これにより著作権法が許容する要件を具备する場合には、権利者の許諾なしに自由利用が可能である。以下、これについて説明する。

3.1 私的使用のための複製

著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合は、その使用者が複製することができる（30条1項）。

音楽提供のメディアの中心がレコードであった頃、レコードを購入すると、まず、これをテープにとり、聴くのはテープで、ということをしたのは著者だけではなかろう。

係る行為は、目的が私的使用であること、すなわち「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合」に限定されている。

また、係る複製は、これを使用をする者がしなければならない。実効性はともかく、複製の行きすぎを抑制しようとするものである³⁾。

ビデオデッキの操作に自信がないので子どもにやってもらう等、本人を補助する立場の者が複製することは本人の行為とされる。

ところで、30条1項は複製方法をも限定している。つまり、「公衆の使用に供することを目的に設置されている自動複製機器を用いて複製するときを除き」とされることから、これを用いることは認められない。

ここで、公衆の使用に供することを目的に設置されている自動複製機器とは、例えばコンビニのコピー機がこれに該当する。だとすれば、私的使用に供するためであってもコンビニのコピー機で書籍の複写をするのに著作権者の許諾が必要になる。

これに対しては、「当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製

に供するものを含まないものとする（附則5条の2）」との附則があり、集中処理体制が整備されるまでの当分の間の暫定措置として、使用を認められない自動複製機器から除外されている⁴⁾。

ならば、これに該当する自動複製機器は、ということになるが、客に使用させることを目的に設置されているビデオテープの高速自動ダビング機が該当することとなろう。この使用は、自己の著作権に係る著作物の複写に関しては自由である。

しかし、他人の著作権に係る著作物の複製については私的使用であっても許さず（30条1項）、責任追及の対象となる（112条、113条、民703条、704条、709条等）。なお、設置者は刑事制裁の対象になり得るが（119条）、複製者はこれに含まれない。なぜなら、これを用いたがために刑事罰を受けなければならないとする、本来、係る機器を用いない複製は許容されていることとの均衡を欠くことになるからである。

30条1項の私的使用のための複製で注意すべきは、複製時に所定の要件を満たしていたとしても、後に当該複製物を目的外に使用すれば複製権（21条）侵害が擬制されることである（49条）。

例えば、テープの再生装置しかない自分の車で聴くために録音したテープを他人に販売したような場合である（49条はこれを「頒布、提示」と表現している）。

30条1項所定の複製には、いわゆるデッド・コピーのほか、翻訳・編曲・変形・翻案等の複製も含まれる（43条1号）⁵⁾。

3.2 図書館等における複製

図書・記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるものは、その営利を目的としない事業として図書館資料を著作権者の許諾なしに複製できる（31条）。

図書館等の公共性に鑑み許容される複製である。利用する者より利用を提供する側が理解しておくべきことであるから深入りは避ける。

注意すべきは、本条所定の図書館等の範囲はすべて政令（著作権法施行令1条の3）に規定されてい

るので、資料等の提供者になる場合にはこれを確認することである。

3.3 引用

32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない」と規定する。

ここで引用とは、他人の著作物を自分の制作する著作物の中に取り入れて使うことをいう^{⑥)}。

引用が認められるのは、既述のように著作物が先人の文化遺産に依拠するものであり、認めないとすると創作活動に支障が生じ、結果的に文化の発展の阻害事由となるからである。

しかし、著作権法の最も優先する目的は権利保護にあり、引用を許容する理由は理解できても、権利保護とのバランスを考えずしてストレートに引用を認めることはできない。

このため32条は引用を許容するも、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない(32条1項2文)とする。

引用の要件をまとめると、①公表された著作物であること、②引用が公正な慣行に合致していること、③目的上正当な範囲内で行わなければなければならないこと、④出所の明示ということになる。

①については特段の説明は必要ないであろう。18条所定の公表権を実効あるものにするためのものであり、いわば当然の要件といえる。

②については個々の引用の目的、態様に照らして判断するほかなく、一律の基準を示すことは困難であるが、一般的には、引用の目的として自説の論述の補強、他人の著作物の批評のための引用は、その目的として公正な慣行に合致したものである^{⑦)}。

また、引用の方法として他人の著作物の引用部分をかぎ括弧でくくる等により自他の区別を図り(明瞭区分性)，内容的に自ら作成する著作物が「主」であり、引用される部分が「従」であるとのいわゆる主従関係が必要である。したがって、延々と他人

の著述を書き連ね、最後に「私も同感である」などの括りの著作は、引用の要件を満たさないこと当然であり、実質的に複製と評価されるからこのような利用には許諾が必要である。

③目的上正当な範囲内で行わなければならない、とは必要最小限でなければならないことをいい、引用の目的上必要のない部分を含むことは許されない。

具体的には、著作物の種類・態様等によって判断するほかない。例えば、美術(絵画)や写真、文芸著作物できわめて短いもの(俳句、短歌等)の論評のために引用する場合は、全部の引用が認められるであろうし、論文等の批評のために引用する場合は、その目的上必要な最小限の範囲、ということになる^{⑧)}。

④出所の明示については、48条1項本文が「次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により明示しなければならない」と規定し、次に掲げる場合として同1号に32条もあげられていることから、複製または利用の態様に応じ出所の明示をしなければならない。つまり、著作物を引用して利用する場合は、これの複製と複製以外の利用に対応し、前者の場合は必ず、後者の場合は慣行があれば出所の明示(著作者名、題名等)をしなければならない。なお、48条違反は刑事罰の対象になる(122条)。

32条は、本条所定の要件を具備すれば自由利用ができる旨の規定である。このうち1項は係る利用を「引用」といっているのに対し、2項は「転載」といっている。もう少し詳しくいえば、前者は「引用して利用することができる」であるのに対し、後者は「転載することができる」なのである。

したがって1項では、「引用」自体に比重が置かれているのではなく、引用して作成された新たな著作物の利用に比重が置かれているのであり、その結果として引用される著作物の利用が問題になるということである^{⑨)}。

2項の「転載」は、ストレートに「転載することができる」と表現されているから、「転載」という

行為そのものに比重が置かれていることになる。

条文は、「国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的に作成し、その著作の名義のもとに公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない（32条2項）」となっている。

公表された著作物でなければならない点で1項の著作物と共通するが、2項の著作物には「国又は地方公共団体の機関」が「その著作の名義のもとに公表する」との制約が加わる。

さらに、公表される著作物の内容が「国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的に作成した広報資料、調査統計資料、報告書その他これに類する著作物」との制約も受ける。これより「転載」の対象となる著作物の範囲は、「引用」の場合（引用の場合は対象著作物の範囲に制限はない）に比し狭いものである。

ここで、国又は地方公共団体の機関とは、一定範囲の行政事務を処理する主体をいい、この名義で公表されていることが転載要件の1つである。

「説明の材料として」とは、例えば最近の犯罪傾向について述べる場合に、犯罪白書を当該著作物の説明のために利用することがこれに該当する。以上の要件を満たせば、これを禁止する旨の表示がない限り転載できる。転載する刊行物はパンフレットその他の非定期刊行物も含むものとされるので、その範囲は、通常問題にならないと考えられる¹⁰⁾。

まとめの意味で「禁転載」等の表示の法律的効果についてもう少しだけコメントする。「転載」の文言は32条2項と39条1項にあり、いずれかの著作物に該当する著作物に転載を禁止する旨の表示があれば、これが機能する。しかし、上記いずれにも該当しない著作物については、表示があってもなくてもその効果は変わらず、たとえあっても引用等他の要件を満たす利用ならば、係る利用は認められる。

なお、32条に関連しては藤田嗣治画伯の絵画複製事件（東京高裁昭和60年10月17日判決）、同レオナルド・フジタ展カタログ事件（東京地裁平成元年10

月6日判決）が参考になる。誌面の都合上、紹介は次回にさせていただく。

3.4 「教科用図書等への掲載」等

33条は公表された著作物は学校教育の目的上必要と認められる限度において教科用図書に掲載することができる旨を規定する。この場合の教科用図書は、文部大臣の検定を経たものまたは文部省が著作の名義を有するものに限定されることから、われわれが本条の適用を受けることはないと思われる。

34条の「学校教育番組の放送等」についても、ほぼ同様の扱いがなされる。したがってこれ以上のコメントは避けるが、掲載にあたっては文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない（33条2項、34条2項）。

3.5 学校その他の教育機関における複製

35条は、学校その他の教育機関において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製できる旨を規定する。この要件を満たす複製であれば、著作権者の利益を不当に害することにならない限り可能である（35条但し書き）。

本条については、Vol. 4のQ&Aで説明したので、これに譲る。次回も利用について述べる予定である。

（参考文献）

- 1) 齋藤 博：『概説著作権法』，p. 13～14，一粒社
- 2) 加戸守行：『著作権逐条講義（改訂新版）』，p. 75，著作権情報センター。
- 3) 前掲，p. 183.
- 4) 著作権法令研究会：『著作権法ハンドブック』，p. 62，著作権情報センター。
- 5) 加戸守行：『著作権逐条講義（改訂新版）』，p. 184，著作権情報センター。
- 6) 著作権法令研究会：『著作権法ハンドブック』，p. 64，著作権情報センター。
- 7) 齋藤 博：『概説著作権法』，p. 180，一粒社
- 8) 加戸守行：『著作権逐条講義（改訂新版）』，p. 198，著作権情報センター。
- 9) 前掲，p. 196.
- 10) 前掲，p. 200.